

伊丹市条例第 3 1 号

伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に
関する基準を定める条例等の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 8 日

伊丹市長 中田 慎也

伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例等の一部を改正する条例の制定について

伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例等の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和 7 年内閣府令第 1 0 4 号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 1 0 号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の一部改正に伴うほか，所要の改正を行うため。

伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和８年伊丹市条例第３１号）

（伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条 伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年伊丹市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第７条第７項中「又は国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の４第１項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるもの」及び「又は事業所」を削る。

第１４条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条 家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第２４条第２項中「第３０条第１項及び第２項」を「第３０条第１項、第２項、第４項及び第５項」に、「第３２条第１項及び第２項」を「第３２条第１項、第２項、第４項及び第５項」に、「第４５条第１項及び第２項」を「第４５条第１項、第２項、第

4 項及び第 5 項」に，「第 4 8 条第 1 項及び第 2 項」を「第 4 8 条第 1 項，第 2 項，第 4 項及び第 5 項」に改める。

第 3 0 条第 3 項中「准看護師」の右に「（以下「看護師等」という。）」を加え，同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，心理担当職員（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において，心理学を専修する学科，研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって，個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって，障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し，かつ，子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を，1 人に限り，保育士とみなすことができる。ただし，当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては，当該小規模保育事業所 A 型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には，当該看護師等が保育を行うに当たって，当該小規模保育事業所 A 型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 3 2 条第 3 項中「保健師，看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め，同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては，当該小規模保育事業所 B 型に勤務する特定理学療法士等を，1 人に限り，保育士とみなすことができる。ただし，当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては，当該小規模保育事業所 B 型の保育

士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条第3項中「保健師，看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師，看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たっ

て、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年伊丹市条例第23号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「規定」の右に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加える。

付則に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

付 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。ただし、第1条の規定（伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の改正規定を除く。）及び第2条の規定は、公布の日から施行する。